

(仮称)プラザノース整備事業に関する基本協定書(案)

(仮称)プラザノース整備(以下「本件事業」という。)に関して、さいたま市(以下「甲」という。)と グループ(以下「乙」という。)の構成員である[ ]、[ ]、[ ]及び[ ]は、次の条項により基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定したことを確認し、甲と乙の設立する本件事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)との間で締結する、本件事業の基本事項並びに(仮称)プラザノースの設計、建設、維持管理、運営の各業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約(以下「事業契約」という。)の締結並びに本件事業の実施に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の入札手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

(事業予定者の設立等)

第3条 乙は、この基本協定締結後、事業予定者を設立し、事業契約の仮契約締結の日までに、事業予定者に係る商業登記簿謄本を甲に提出しなければならない。

2 前項の事業予定者の設立に当たっては、乙の構成員は必ず事業予定者に出資しなければならない。

3 事業予定者に係る株式の議決権に対する、乙の構成員が保有する株式の議決権の割合は、50%を超えなければならない。また代表企業 の議決権保有比率は事業予定者の株主中最大としなければならない。

4 乙は、事業予定者の取締役が選任され、又は改選された場合、事業予定者をしてこれを甲に報告させるものとする。

5 事業契約期間中において、乙の構成員は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本件事業の安定的遂行及びサービス基準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は出資比率の変更について協議に応じることができる。

(株式の譲渡)

第4条 事業予定者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務等の委託及び請負)

第5条 乙は、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に掲げる者にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

設計に係る業務

建設工事に係る業務

維持管理に係る業務

## 運営に係る業務

2 乙は、前項に規定する業務等を委託し、又は請け負わせる者（以下この条において「受託者等」という。）と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

（事業契約の締結等）

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成17年 月 日までに甲と事業予定者の間で締結させるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に乙の構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは、事業契約を締結しない。

公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、同法第53条の3又は同法第54条の規定による審決（同法第54条第3項に規定する違反行為がなかった旨を明らかにする審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条第1項の規定によるこの審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）

公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして独占禁止法第48条の2第1項に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき。

公正取引委員会が乙の構成員に違反行為があったとして行った審決に対し、当該乙の構成員が独占禁止法第77条の規定により審決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき、又は当該乙の構成員が当該訴えを取り下げたとき。

乙の構成員（乙の構成員が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3第2項による刑が確定したとき。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。

3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。

4 甲は、事業予定者又は乙の構成員のいずれかのその責めに帰すべき事由（乙の構成員に第1項各号の事由が生じた場合を含む。）により事業契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、事業契約の契約金額となるべき金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

（準備行為等）

第7条 事業契約締結前であっても、乙は、本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

（事業契約不調の場合の処理）

第8条 事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項及び第9条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（談合その他の不正行為に係る賠償の予定）

第9条 事業契約の本契約の締結後、乙の構成員のいずれかが事業契約に関して第6条第1項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の解除にかかわらず、乙の構成員は事業契約の契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙の構成員は連帯して違約金を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき知り得た情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市がさいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第11条 この基本協定は、日本国に法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を 通作成し、甲及び グループの構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年 月 日

甲 : さいたま市市浦和区常盤6丁目4番4号  
さいたま市  
さいたま市長

乙 : 代表企業

代表取締役

構成員

代表取締役

構成員

代表取締役

## 別紙 1 出資者保証書の様式

平成 年 月 日

さいたま市  
さいたま市長 [ ] 様

### 出 資 者 保 証 書

さいたま市（以下「市」という。）と [ SPC名称 ]（以下「事業者」という。）との間で、平成 年 月 日付けで締結された（仮称）プラザノース整備事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である 会社、 会社、 会社及び 会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

#### 記

1. 事業者が、平成 年 月 日に、商法（明治 32 年 3 月 9 日 法律第 48 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
2. 本日時点における事業者の発行済株式の総数は、 株であること。  
落札者の構成員が保有する事業者の株式の総数は、 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。  
落札者の構成員でない者が保有する事業者の株式の総数は、 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。
3. 本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成 年 月 日付けで市と当社らの間で締結された基本協定書第3条第2項及び第3項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以上

会社  
代表者

会社  
代表者

会社  
代表者

## 別紙2 誓約書の様式

平成 年 月 日

さいたま市  
さいたま市長 [         ] 様

### 誓 約 書

さいたま市（以下「市」という。）及び[SPC名称]（以下「事業者」という。）間で、平成 年 月 日付けで締結された（仮称）プラザノース整備事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

#### 記

1. 本日現在、当社が保有する事業者の株式数は、 株であること。
2. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に市の承諾を得ること。

以 上

住所  
氏名         会社  
代表者